

平成29年第1回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設水道部長	那 波 哲 也

教育文化部長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
税務課長	森泰人
環境経済課長	平岩敬康
住民課長	加藤順子
福祉子ども課長	森宏子
福祉会館長	西崎裕子
郡教委学校教育課長	森透
福祉子ども課主幹	花村定行

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主事	小早川雄紀

1. 議事日程（第4号）

平成29年3月16日（木曜日） 午前10時開議

日程第1	第18号議案	平成29年度笠松町一般会計予算について
日程第2	第19号議案	平成29年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	第20号議案	平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	第21号議案	平成29年度笠松町介護保険特別会計予算について
日程第5	第22号議案	平成29年度笠松町下水道事業特別会計予算について
日程第6	第23号議案	平成29年度笠松町水道事業会計予算について
日程第7	第1号請願	農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 第18号議案から日程第6 第23号議案まで並びに日程第7 第1号請願について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、第18号議案から日程第6、第23号議案までの6議案並びに日程第7、第1号請願を一括して議題といたします。

第18号議案 平成29年度笠松町一般会計予算についての質疑を許します。

質疑は、歳入全般を先に行い、次に歳出を款ごとに行い、その後に債務負担行為及び地方債について行います。

歳入全般についての質疑に入ります。

質疑に際しては、ページ数、款、項、目、節を述べてください。

一般会計予算に関する説明書3ページから20ページまでの全般について行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 一般会計予算に関する説明書でお願いをいたします。

8ページですが、11款 分担金及び負担金、1項 負担金、2目 民生費負担金で、2節 児童福祉費負担金1億625万2,000円の保育料と放課後児童クラブ利用負担金、病後児保育利用負担金についてですが、この保育料につきましては、1人目が全額、2人目が半額、そして3人目以降は無料ということになったと思いますが、その点でそれぞれ1人目、2人目、そして3人目以降ということでの人数がわかりましたら、それぞれの保育所または放課後児童クラブ、病後児保育の関係でどのように影響しているのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それから、3節の障害福祉費負担金で羽島郡障がい福祉計画策定負担金ですが、これはどのような計画をつくっていくものなのかお尋ねします。

次に、12款 使用料及び手数料の1項 使用料の2目 民生使用料で、2節 児童福祉使用料、児童福祉施設使用料が上がっておりますが、これはどのような内容になっているのでしょうか、お尋ねします。

それから、同じく3目 衛生使用料で保健衛生施設使用料174万5,000円についてはどのような内容になっているのか。

そして、4目 土木使用料の中で都市公園施設使用料、これはみなと公園や運動公園の中の使用料に当たるものでしょうか、お尋ねします。

また、運動公園については、どのような場合についての使用料になるのかお尋ねします。

次に、同じく12款 使用料及び手数料の2項 手数料で、3目 衛生手数料の1節 衛生手数料、改葬許可等手数料、これはどのような内容なのかお尋ねします。

それから、13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金の2節 戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事業費補助金、これはこれまでに発行された、平成28年度に発行された件数と、そしてこの予定されているカード件数についてはどんな数になるのかお尋ねします。

それから12ページになりますが、13款 国庫支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金の1節 総務管理費委託金、自衛官募集事務委託金1万3,000円、これについては例年と変わらないのかどうなのかお尋ねします。

それから2目 民生費委託金、1節 社会福祉費委託金の基礎年金等事務委託金557万7,000円ですが、年金の制度が、平成25年から権利ができるのが10年に変わったと思いますが、その形での事務量がふえているのかいないのか。また、どのようなところから区切られて、これから60歳を超えて65歳で支給開始は変わっていないと思いますが、その事務がどんなふうになるのかお尋ねします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 12款の使用料及び手数料で、1項の使用料の土木使用料の中の都市公園使用料に関してでございますが、これは運動公園もみなと公園も都市公園になっておりますので、都市公園の条例に基づいて、そこに例えばテントを張ったりとか、そういうことがありますと、面積に応じて使用料を払っていただくということと、あと、運動公園もみなと公園も自動販売機がございますので、そちらの使用料も入っております。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、私のほうからは、9ページの民生使用料の児童福祉使用料の児童福祉施設使用料はどのようなものかということでしたが、こちらは、児童福祉施設といたしまして児童館、社会福祉施設使用料としまして厚生会館がございまして、そちらの電柱占用料が1本1,500円ということで、1,000円の歳入の予算計上をしております。

先ほどの建設水道部長が答弁いたしておりました土木使用料、都市公園使用料の25万5,000円のうち24万4,000円につきましては、自動販売機設置の使用料という形で予算を計上させていただきます。

あと、12ページの国庫支出金、委託金、総務費委託金の総務管理費委託金の自衛官募集事務

委託金につきまして、例年と変わらないかという御質問ですが、変わりございません。以上です。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、10ページの衛生手数料の中の改葬許可等手数料についてお答えをさせていただきます。

こちらのほうは、お墓を改葬されるときに許可をさせていただくときの手数料でございます。1件当たり300円で、4件分ということで頭出しの1,000円を予算措置させていただいてるところでございます。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

まず保育料につきましては、済みません、もうしばらくお待ちください。

次に、順番が前後しますが、個人番号カードの件につきましてですが、そちらのほうは平成29年3月14日現在ですけれども、交付数のほうが1,691件となっております。この29年度の予算につきましては、こちらは国のほうから何件出るかというのがまだわかりませんので、人口割でもって国から交付金が来る分につきまして、そのまま予算を組ませていただいております。

それから、障がい福祉計画のほうなんですけれども、こちらにつきましては、今、第4期羽島郡障がい福祉計画が平成29年度に終了するというので、30年度から32年度までの障がい福祉計画を作成する予定です。こちらのほうでは、その障害のサービスの数値目標等を決めさせていただくものです。岐南町と一緒につくりますので、費用は岐南町と分けての費用になっております。その分、岐南町から入ってくる分が負担金としてあります。

続きまして、年金のほうですけれども、年金の事務量につきましては変わることはないというものです。

まずは済みません、今お答えはここまでで、またしばらくお待ちください。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 先ほどの使用料及び手数料、使用料の9ページの衛生使用料の保健衛生施設使用料の御説明をちょっと飛ばしておりました。保健衛生施設使用料の中で、福祉健康センターでの事務所の駐車場使用料の部分と、それから福祉健康センターへの自動販売機の設置使用料のほうが含まれておりましたので、ちょっと答弁漏れがございました。失礼しました。

○議長（岡田文雄君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時25分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

総務部長から訂正ということで、岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 失礼いたしました。ちょっと答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

9ページの2目 民生使用料の児童福祉使用料1,000円、児童福祉施設使用料の内容をお尋ねになられたんですけど、そのとき、私が上の社会福祉施設使用料と勘違いしまして、厚生会館の電柱占用料と申し上げましたが、これはこちらのほうでして、児童福祉施設使用料の1,000円とは異なります。児童福祉施設使用料の1,000円は、頭出しですけれども、最近、児童館のグラウンドといいますか、園庭を駐車場として臨時に使わせてくださいという申し出がございましたので、頭出しで1,000円を計上させていただいたというところなんです。失礼しました。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お待たせして済みません。

放課後児童クラブのほうからお答えします。

放課後児童クラブのほうですと、第2子以降が無料になりますので、そちらは23人となっております。

あと、年金のことなんですが、先ほど事務量のほうは変わらないというふうに申し上げましたが、一応今回の年金の変更につきましては、年金を受け取れる方をふやして、納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげるということで、平成25年から10年というふうに変ったものなんですが、こちらは、該当される方には直接年金機構のほうから御案内が行きまして、年金機構での手続になりますので、窓口での事務量は、御案内をすることはあるかとは思いますが、それほど事務量のほうは変わらないというものです。

あと保育料のほうです。平成29年2月現在なんですけれども、第1子のお子さんが282名、第2子のお子さんが72名、第3子のお子さんが51名、合計405名となっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、順番に2回目をお願いいたします。

まず児童福祉費の負担金の関係ですが、放課後児童クラブの利用負担金は第2子以降無料で、これは、私は基本的にはこの保育料に準じた形かなと思っていたんですけど、そうではないということよろしいでしょうか。

それから、病後児保育の利用についても、この前、補正でもありましたように、第3子以降は無料で、第2子は利用料半額ということで受け入れていかれるのでしょうか、お尋ねいたします。

それから、次に障害福祉費の障がい福祉計画、岐南町と共同でやられるということですが、どのような体制で行われるのか、お願いいたします。

それから、10ページの衛生手数料の中の改葬許可等手数料ということですが、これはお墓を立て直すときなどに1件300円を納めるというような内容でしょうか、お尋ねします。

それから、12ページの13款 国庫支出金、3項 委託金の民生費委託金で、基礎年金の事務については変わりはないということですが、もう一度、この制度が適用されるのはいつからで、どのようなのか。多分住民が来て説明してくれと言われれば、きっと窓口ではお答えしていらっしゃると思うし、勉強もしていらっしゃると思いますので、私たちにも説明をお願いしたいです。いつからどのように適用されていくのか、説明をお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうから改葬許可等手数料につきましてお答えをさせていただきます。

こちらのほうは、お墓を移しかえる場合に必要となります改葬の許可証の交付に係る手数料ということで、1件当たり300円を負担していただいているというものでございます。以上です。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

まず放課後児童クラブですが、放課後児童クラブは第2子からになっております。あと、病後児保育につきましては、18歳までに3人いらっしゃるお子さんに対して、その使われる方、3人なら3人とも無料になります。

それから、障害の計画の体制ですが、そちらは一応業者のほうに委託をして実施する予定ですので、担当者が業者といろいろ連携をとりながら、あとは作成委員会等も開催しながら作成していく予定でおります。

それから年金のほうですが、こちらは平成29年8月から受け取ることができるようになります。一応、今のところ該当される方が80人というふうになっております。以上です。

済みません、先ほどの児童クラブの訂正ですが、児童クラブは先ほど人数は申し上げましたが、無料というわけではありませんので、済みません、訂正させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 児童クラブに入っている方たちの保育料は、無料ではないというのはどういう意味ですか。人数23人とおっしゃいましたね。第2子以降が23人って、第3子がですか、23人は。放課後児童クラブの利用料については、第1子は全額、第2子は半額、第3子は無料と、それはそのまま学童保育にも生かされているというふうにとってはいけないですか。

その点をもう一度お聞きします。

それから、病後児保育については、保育料と同じ形で適用されるというふうに思っているのかどうなのかお尋ねします。

それから、年金についてはことしの8月から実施されると。その対象はどこの年齢から、何年生まれからとかあるのではないかと思います。それは、対象年齢はどのようになるのかお尋ねします。

それから、前後して済みませんが、先ほどの10ページの改葬の関係ですが、私の経験でありましたのは、笠松町にお墓を立てるに当たって、お世話になっていた幾つかのお寺からもらってくる時の反対になると思いますが、移しかえるということは笠松町のお墓を廃止してどこかへ移しかえる、それも町外であったときなどにこのお金を払うのか、それとも町内同士の中で移動しても300円要るのか。それからもう一つは、まさに墓そのものを立てかえるときも要るのか、その点もう一度お聞きいたします。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

放課後児童クラブの先ほど申しあげました人数は第2子の人数なんですけれども、放課後児童クラブにつきましては、小学校以上のお子さんをお預かりしているんですけれども、その児童クラブに関する利用料につきましては、無料とかというものはありません。全員、自己負担のほうを払っていただいております。

病後児保育につきましては、3人お子さんがいらっしゃる御家庭でしたら、その使われたお子さん全員について無料となります。

それから年金のほうですが、一応年金の請求の御案内の送付は、大正15年からというふうになっております。以上です。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

まず、どういうときに必要かということで、町内・町外でもということでしたが、お墓を移しかえる場合に必要となるもので、町内・町外問わず、場所をかえるときには必要となってくるというものでございます。それで立てかえと言われますと、同じ場所でしたらということなんですけど、新たに立てるときについては、基本的には死亡届等をいただきましたときに埋葬・火葬の許可等をお渡ししておりますので、お墓を立てられるときは、その許可証に基づいてしていただくという形になります。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） お墓の関係ですけれども、お墓の改葬というのは、まずどういう意味

での改葬なんですか。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをいたします。

これらのことにつきましては、墓地、埋葬等に関する法律という法律がございまして、この法律の中で、用語の定義といたしまして、今おっしゃいます改葬につきましては、「埋葬した死体を他の墳墓に移し、または埋蔵し、もしくは収蔵した焼骨を他の墳墓または納骨堂に移すことをいう」というふうな用語の定義がございまして、これに基づくこととなります。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 今の改葬の関連でありますけれども、例えば緑町墓地の中で、移転することができるんですか。あるいは、北及のお墓から笠松へ移転するとか、下羽栗から笠松へ移動するとか、あとは笠松から外へ移動するとか、そういうことも自由にできるわけですか。たしかできないような話を聞いたんやけれども、今は自由にできますか、それは。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをいたします。

お墓のほうを移されるときに、こういった許可をとっていただいて、手数料のほうを御負担していただくこととなります。

それと、後段でお尋ねいただきました町営墓地のほうのあいたのを移しかえについては、その状況によって、それぞれの墓地で区画に空き状況といたらあれですけども、そういったような状況で許せば、そういった利用者の方の御意向を踏まえて、していただくことは可能かと、このような認識を持っております。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） もう一回聞きますけれども、同じ緑町墓地の中でも、じゃあこちらからこちらへ移動するというのもできるんですね。あいておれば。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

移されますと、新たにまた墓地等の使用料という部分は発生いたしまして、御負担をお願いすることになりますが、今の墓地の区画の空き状況等によって可能であるかと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 9番 船橋議員。

○9番（船橋義明君） いつごろからそういうことができるようになったんですか。前はいかん

ということ聞いておりましたが、かわりたい人があったけれども、だめだよと言われてまして、断念してしまったことがあるんですけども、最近そういうふうに変ったわけですか。そのことだけちょっと聞かせてください。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、ちょっと記憶に基づきまして答弁させていただきます。申しわけないです。

私が企画環境経済部長のときに最後の公募をさせていただいて、公募をしても実際あきが出る状態が続きましたので、以後は一切の規制を外そうということで、過去におきましては、そういういろんな要望されるというか、手を挙げて、その墓地が欲しいと言われる方が多くて、あきがない状態でしたので、いろいろな規制をかけてそういう運用をさせていただいて、ちょっと御不自由をかけておったということもありますが、今はそういうことは一切ないということでございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

船橋議員。

○9番（船橋義明君） 数年前にそういうふうに変ったというふうに解釈したらいいですね。記憶に基づいてというと、また国会の答弁と一緒に訂正せなならんといかんで。最近、数年前にそういうふうになったというふうでいいですね。わかりました。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者あり]

岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 失礼しました。不謹慎な答弁をして申しわけございませんでした。担当課のほうに確認しまして、私がたまたまそのときに携わったということで、そういった表現の不適切な答弁をしてしまいましたが、平成26年度において、実際にそういう公募して終わりにしたという経緯がございますので、間違いございません。失礼しました。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 説明書の4ページなんですが、町税の中で、町たばこ税、前にもお聞きしたことがあるんですけども、たばこ税は笠松町へ直接入ってくるわけですね。今回の予算でも980万円、約1,000万円ほどが減額になっているんですけども、これが導入されたときは、かなり政府・国もたばこは御自分のお住まいのところで買ってくださというようなキャンペーンがあって、いわゆる税収がふえてきたといえますか、そういった経緯があるわけなんです

けれども、隣の岐南町の話を知ると、岐南町では2億円ぐらいあるという話も聞いておるんですけども、意外と今そういうことが町民がわからなくなってきた、キャンペーンといいますか、それがあったのが30年、40年前の話ですから、そういったことが薄れてきたのではないかなということをおもうんです。

私もたばこを吸うんですけども、たばこを吸う方が、日本の全体の人口からいって、たばこの値上げ等があって、そのときに男性の方は減っていった。しかし、女性の方はふえていったということで、トータルすると同じ数があるみたいなことを政府のほうでは発表されておるんですけども、私もそんなような気がしてならないんです。となると、このことがもっと笠松町にとっては税収につながってくる、増税といいますか、たくさんお金が入ってくるということでの自己努力ができるのではないかなということをおもいますが、その辺について町長さんの考え方をお聞きしたいんですけども。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） たばこ税に関しては、一時たばこの値上げがあったんですよ。そのときに、だから一時的に減るのかなあと思ったら、逆に税金の値上げもあって維持をしてきた部分があるんですが、いわゆる地元で買ってくださいますというのとは前からもいろいろお願いはしておるんですが、現実には私どもが見ていても、これはやっぱり国や、いわゆる健康を維持するために喫煙をなくしようというようなキャンペーンもいろいろやっている。ましてや、公共施設やいろんな施設に喫煙所をなくしようという流れになっている。また今度、新たに小さい食堂やいろんなところの面積もやってとまっているといういろんな流れがあると思う。それと同時に、やっぱり岐南町がそれだけあるというのは、販売しているところ、例えばパチンコ屋さんなり、いろんなところで販売したものは、そのあれになることもあると思うんですけど、そういう点で、私どもはたばこの販路をどうのこうのということとはなかなか難しいんですけど、吸われる方は、ぜひ吸われる限り地元で購入してほしいということは言えると思いますが、喫煙を奨励するようなこととはまた別ですから、そういうこともきちっとわきまえながら、少しでも税収の確保になることでもありますから、誤解がないようなことで、今言われたような税収確保もやっぱり必要だとは思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 今、町長さんの答弁されたとおりで、政府のほうでは2020年東京オリンピックを契機に、飲食店での一連の規制に入ろうと今しておるようなんですけれども、それもわからんわけではない、それはそれでやっていただければいいのではないかなあということをおもうんですが、ただ町の税収の増を見込むには、やっぱりこういった直接もらえるものは自己努力でできるわけですので、皆さんに周知をしていただいて、笠松町でたばこを買いたまおうとい

うようなことを大いにPRしなきゃいかんのかなあということを思います。それで町長さんの懸念もわかります。たばこの害、これもないとは言えません。僕は、吸っておる本人からすれば、そんなに大きなことは言えませんけれども、ないとは言えませんけれども、その辺も気を使いながら、税収の増に向けてやっていただきたいということを思います。

そして、もう一つお聞きしたいのは、前にもお聞きしたんですけれども、笠松町内でたばこを売っていらっしゃるところはたくさんあるわけです。自動販売機もあれば、個人商店で売っていらっしゃるところもあるし、コンビニで売っているところもあるし、いろいろパターンはあるわけなんですけれども、その中で、同じ笠松の中でたばこを買えば、全てのたばこ税が笠松町に還付されてくるというものでもないということも前に確認しております。町民にとっては、ではどこで買ったら、これが笠松町のお金になるのか、それで、ここで買ったものは笠松町にならんのだということが何か明示できると、そうすれば、買う人がここで買うと笠松町の税収になるんやなあというふうになったら、そこで買おうと。やっぱり笠松町のために、同じたばこを吸うなら、たばこを買うなら笠松町にお金が落ちるようなことをしていきたいというふうに私は思いますが、営業妨害ということも言われるかもしれませんけれども、でも、笠松町としては地元で買いましょ、ここで買うと笠松町のお金になりますというようなことも何か形で示すことができんかなあということを思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今ちょっと確認できたのは、私どもの町の中でたばこを販売している皆さんは、ほとんどがその場所での許可で営業してみえるということですから、笠松町内でたばこを買われれば、大半が笠松町のそういう税金に直結してくる、それは100%かどうかはわかりませんが、今税務を担当している係から言えば、大半がほとんどここで許可を得た人は笠松町に税金が入ることですから、それは間違いないことですから、あとは方法としては、ぜひ町内のお吸いになれる方は町内の販売所で買っていただいてということと言えると思います。その辺のことも、やっぱり今の時代の流れや、あるいは国が、あるいは健康がと言われているときに、たばこを奨励するような言い方はできませんので、税の見地からしたら言うだけの話だと思いますから、その辺のことももう少し知恵を絞って考えていきたいなあと思っています。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ちょっと確認ですが、8ページの12款 使用料及び手数料、1項の使用料、1目の総務使用料の中の2節の企画使用料で、先ほど火葬場の話だったんですが、今度は緑会館の使用料が24万円上げてありますが、その根拠というのは、せっかく立派な緑会館ができて、もう大分になりますし、最近、そのすぐ隣に民間の葬祭場ができたということで、昨年

からこの24万円が上がっていないのか、これの根拠、どういうふうで24万円を上げてあるのか、そこをちょっと知りたいところです。要するに、今、緑会館の北側と南側にも車が5台、10台置けるようになっていきますし、50メートルぐらいか、30メートル離れたところに町の駐車場があります。そんなふうで、我々もちょこちょこたまにその民間の葬祭場へ行くと、僕らも近いと、そこが満車だと、すぐ裏の緑会館のほうへ黙って置いたりしているんですが、せっかくこれが近くにあるので、民間の方に貸してあるのか、使っていただくのは無料で使っていただいて、そのままやっているものなのか。やはり今我々の笠松町も少しでも収入を上げるには、民間の方と折衝して、少しでも1日申し込みがあれば、たとえ3,000円でも5,000円でも使用料をいただくものというふうで、この24万円の中に入っているのか。せっかくあれだけの駐車場を使わずにおっても何ですし、使うなどとは言いませんけれども、使うのに、やはり少しでも収入を上げて、予算的にも平成29年度以降も使っていただけるなら、少しでも収入を上げたいなあということを思っているんですが、そこら辺の感覚はどんなふうか。この24万円の中に、たとえ3,000円でも5,000円でもお金が入っているものなのか。一遍、その24万円の根拠と今の緑会館の駐車場の関係ですね。もちろん会館を使うときは、使用料として申し込みがあればもらいますけれども、ただ駐車場だけ、民間の方が使われる場合は、どうぞ使ってくださいというふうでやっているのか、そこら辺だけちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それではお答えいたします。

まず、緑会館の使用料の予算額24万円の基礎はということでございますが、1件当たりのおおむね使用料は5,000円で、年間に48件を見込んでおりまして、24万円という使用料の金額を計上させていただいております。

なお、周辺の駐車場、会館施設に伴う駐車場につきましては、個別での貸し出しということではなくて、現在、緑会館の使用申請とあわせて、会館を使用されるときにあわせて御使用いただくというような形で運営をさせていただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 今までどうなっておったんや、これは。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 駐車場の使用についてですけれども、会館の使用とあわせて駐車場を御利用いただく方は、それで申請いただいて御利用いただいております。実例といたしましては、近くで朝市的な催しを開催されるというような御相談がありまして、そのときに駐車場は用意してあるんだけど、ひょっとしてあふれるとというようなことで御申請をいただきまして、そちらのほうは、行政財産の目的外使用に関する条例に基づく使用料をいただいて貸し出しを行っているところでございます。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 今ちょっと駐車場だけ朝市で使われたものにつきましては、それは

行政財産の目的外使用で申請いただいておりますので、ちょっと今の隣の葬祭、セレモニーホールの利用とは異なります。当初、セレモニーホールのほうから、駐車場だけ使わせていただけないかという申し出がございましたときに、駐車場だけ貸し出しする利用料金の設定がございませんので、緑会館を使用していただけるとすれば、例えば待合所といいますか、御家族の方の休憩場所としてとかいうような形で利用していただけるのであれば、当然駐車場は利用できますのでというようなことで、申し合わせ事項的に活用いただいておりますというふうになっておるはずで、そういう運用をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

今ちょっと後ろの長野議員からも言われたように、去年は32万円ほど予算設定してあったそうですけれども、今まであれだけの場所を、緑会館を使われて5,000円だけ払って、そのときはもちろん駐車場を使われるという意味ですが、せっかくあれだけの駐車場もあって、もし貸してくれと民間の方が来たときに何とかうまく話しするか、やっぱりある程度収入をふえるようにお金を決めるなり、また指定管理者か誰かに管理してもらって、町のほうも鎖をやるものなのか、役場でも扉を閉めてあるくらいですから、使いつ放しでということはおかしいんじゃないかなと思うんですが。早急に、もちろん町内の方が使われるで、その民間の葬祭場も町内の方やで駐車場を貸してもいいんだけど、そこら辺は今の民間の葬祭場とか、やっぱり町の施設を駐車場として使うなら、収入を少しでも上げるなら、1回につき3,000円なり5,000円なりいただくように、やはりそこら辺は条例でやらないかんのか、一遍そこら辺は検討していただくということを思うんですが、そこら辺のことをどうやと、もう一度お願いします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の緑会館の駐車場、例えば駐車場だけというお話だと思うんですが、やはりそういうぐあいにいかないのは、あそこの葬儀場のところが1日か2日前、例えばお通夜を前から予約して頼むと言われたときに、駐車場だけですと、例えば急に緑会館でという申し込みがあったときに、先にやはり緑会館を優先しなきゃならない部分もあるんですよ。ですから、そうであれば、今言ったように緑会館も借りていただいて、駐車場もということじゃないと、別々にすると、そういうふぐあいが出てくる心配があるんじゃないかなあという思いはあります。できるだけあそこを利用していただくようにするためには、やはり緑会館と一体となってじゃないと、ひょっとしてそういうふぐあいが出たときに問題が起きる可能性もあると思いますので、そこら辺も考えた今の体制ではないかと思っています。今、議員が言われたように、もっとそういう有効活用ができる方法があれば、そういうこともクリアできるような体制ができれば、僕は、どんどん御利用いただいて活用していただくことは決して悪いことじ

やないと思いますので、それも1回考えて対応を進めたいと思っています。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。せっかくのいい場所ですので、緑会館を、駐車場だけ借りたいということはなかなかないかもわかりませんが、もちろん通夜があつて葬儀があるわけですので、全部が全部大きな葬儀じゃない場合もありますので、そこら辺はやっぱりちょっとある程度どのふうで貸し出しするのか、やっぱりそこら辺は決めておいたほうが、僕は後々のためにはいいんじゃないかなと思います。緑会館を借りていただければ一緒に借りてもらえばいいし、また民間の葬儀場と緑会館と別々で葬儀をやられる場合は、もちろんそちらを優先にするとか、やっぱりある程度きちっと決めていただければと。葬儀に来られた方は、駐車場があると本当にゆっくりお参りもできますので、やっぱり駐車場を活用していただくには町のほうも管理をきちっとしていただいて、そこら辺の区別をして、緑会館を借りていただくなり、駐車場を借りていただくなりということを僕は思いますので、せっかくもう2年、3年たっていますので、そこら辺の区別だけ一遍よく検討して、よろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ほかに質疑がないようですので、歳入全般の質疑は終わらせていただきます。11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

先ほどの第18号議案 平成29年度笠松町一般会計予算について、歳出についての質疑を許します。

款ごとに行います。

21ページ、第1款 議会費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

22ページ、第2款 総務費について。

[挙手する者あり]

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 主要事務事業説明書のほうでお願いします。1ページの一般管理費の地

域生活安全推進事業、青色回転灯自主防犯パトロール、通称青パトについて少しお尋ねしたいと思えます。

これはきのうの総括の中でも答弁がありました、それを運行するためには講習を受ける必要があるというふうにたしか言われたと思えます。具体的に、その講習の中身はどういったもので、どのくらい受けなきゃならないのか。そして、その講習対象者なんです、これは実際に青パトを運転する人、それとあと同乗者もやはり受けなきゃいけないのかということ、それとこれは羽島警察署が管轄になると思うんですが、どこが担当なんですか。生活安全課もしくは地域課なのか。そして、実際に4月から走らせるということなんです、まず近隣の市町では、たしか羽島市が既にやっておられると思うんですが、ほかの市や町はやってみえるのか。例えば、具体的にこういった団体が中心になっているというところもわかれば教えていただきたいと思えます。

そしてもう一つは、実際これ活動が始まった場合、具体的にどのような範囲というか町内なんです、活動の内容ですね。ただ青色灯を回してぐるぐる巡回しているのか、広報みたいな感じで放送を呼びかけるのか。例えば、不審者等を見た場合にどういったことができるのか。一般的に職務質問を警察官ができるんですが、そういった経験はないと思うんですが、どの範囲までそういうような対応ができるのか。現在わかっている範囲で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それではお答えいたします。

まず1つ目に、青パトの関係の研修内容ということでしたので、パトロールについての留意事項ということで、せんだって羽島署のほうから講師に来ていただきまして、総務課職員全員が受講しております。その中で、パトロールについての留意事項について講義をいただいております。この防犯パトロールの主な目的、犯罪の未然防止に関する、交通事故防止に関する、そしてパトロール中にかかわった形での、それに関するプライバシーの厳守に関する、あと警察署での情報交換に努めること、あと、パトロールに際しましては青パトを搭載し、それからパトロール実施中というような形で表示板を車にすること、あと緊急事案などへの対応ということで、犯罪や事件に遭遇または目撃したときのノウハウというか、どういったことをするかというようなこと、あと、救助や保護など警察や病院などへの通報を求められたときにどのようにするかとか、あるいは先ほどの議員御指摘のような不審者の発見や通報を受けたときの対応などを講習内容として研修させていただくものです。対象者につきましては特に規定はございませんが、同乗者も含めて当然運転者もこういった講習を受けて、青パトを実施するというようになっております。

あと、2つ目としまして、この担当は羽島署のどこかということにつきましては、生活安全

課ということになっております。

3つ目といたしまして、近隣市町のこの防犯活動の実施状況をということでしたので、岐阜市の場合は、自治会のパトロール隊と職員。自治会の場合は各団体ごとでまちまちなんですけど、職員の場合は月に定期的な実施を、回転灯をつけて巡回をしてみえるということです。

羽島市もやってみえるということで、区長をリーダーとした有志で組織する団体でほぼ毎日やってみえるということで、職員につきましても、特に活動日は決めていないんですけども、定期的に交通安全指導員とパトロールを実施してみえるというような状況です。

岐南町につきましてはボランティア団体、クラブが1団体ありまして、毎週水曜日を定期的に巡回する日と決めて実施してみえるようです。あと、岐南町におきまして、職員も毎週金曜日に午後3時ごろから実施をしてみえると。

北方町におきましては、職員のみですけども、毎週火曜日と木曜日に1時間程度実施してみえるという情報を把握しております。

不審者への対応ということで、もう一歩掘り下げて、不審者の発見や通報を受けたときは、安全な距離を保ち、事故やけがないように、実際補導じゃないですけども、声かけとか、そういう警察官と同じようなことではないんですけども、一応注意してというようなことだけですので、状況を把握して、不審であれば通報するという形になるかと思います。あと、特に今の話で、不審者の行動や特徴などを確認して警察へ通報する。通報後は警察の指示に従うというようなことになります。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

講習というのは大体1日ぐらい、数時間で終わるものなのかということをもう一回確認させていただきたいのと、今の答弁ですと、車に乗る運転手以外の方も全員、その講習を受ける必要があるというふうに理解してよろしいんですね。そうしますと、きのうの答弁では、当面は職員の方が数名、月3回ぐらいだというふうに記憶しているんですが、今後何か広げていくという話になりますと、私最初に聞いたときに、安易に町内会の役員の方が当番でどうだとか、PTAの今の夏休みとか冬休みなんかで巡回しているパトロールを少し幅を広げたらどうかというふうに考えていたんですが、講習も受けなきゃいけない、また不審者とか、例えばコンビニとかでたむろしている子供たちにも実際何か見た場合に、おりて声をかける、警察官ほどじゃないですけど、ある程度そういう質問等をした場合にトラブルが発生したり、あるいは身の危険を感じるようなこともあるやに想定されます。そうなりますと、なかなかそういった人たちを人選する、失礼ですが、御高齢の方とか女性の方が乗って、そういう場合に果たして対応できるかということになると、なかなかそういった活動に協力していただける方は、もうある

程度こちらから選んで声かけをお願いしないとどうなのかと。例えば町内会とか、PTAとかお願いしますよということで丸投げして、委員だとか、ことしは役員だからというような感じではなかなかいかないような気もするんですが、そのあたり、今後どういった方々にお願いするか、具体的に考えていらっしゃるでしたら説明願いたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の青パトの件に関しては、今、部長から報告があったように、近隣の市町ではいろいろ実行してやられていますね。私どもの町には、本当はきちっとそういうのがいいと思うんですが、防犯協会というのが、ボランティアの皆さんの協会というのはいわけです。あるのは、交通安全協会があって、その皆さんが今のような活動をされている。けど、近隣の市町には防犯協会というのがあって、警察や行政とも一体となってやってみえる。そういうことを念頭に置いて、この青パトを一つの媒体として、これから笠松町にも、やはり防犯協会のような協会が立ち上がれば、子供やいろんなお年寄りの方も含めて安全なまちづくりになるだろうということでスタートしたのが、この青パトであります。

ですから、皆さんに周知をして、どういう活動でどういうことになっているかということをもまず皆さんに知っていただくことが大事ですので、今質問にあったように、まずやっぱり職員からきちっとそういう体制をつくって、6月ごろによく皆さんにもお話をして、そういう御理解をいただける方と一步一步やっていこうということでスタートしたのが今度の青パトですので、言われたように、人選を我々からするわけではないですが、住民の皆さんにはそういうことを積極的に御協力いただける方も見えますので、そういう輪を広げて、しっかりした防犯体制をとっていききたいというのがこれからの動きであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今、町長も言われましたように、青パトだけつくるのではなく、ソフトということで防犯協会、そういったことで一つの笠松が安全・安心のまちづくりの一つの柱になっていくよう、私自身もなかなかパトカーに乗る機会がございませんので、そういう機会がありましたら、また講習等を受けて勉強させていただきたいと思います。以上です。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 2款 総務費について、主要事務事業の説明書から何点か質問させていただきます。

1項 総務管理費の1目 一般管理費の中にある労働安全衛生管理事業ということで、スト

レスチェックや産業医による健診などが組み立てられているんですが、昨今の働き方改革という話の中で、町の職員の方の最大の残業時間というのはどれぐらいになっているのか教えてください。

それから、先ほどの地域安全推進事業の中で青パトの件なんですけれども、2万1,000円のこの予算は何に使われるのか教えてください。

それから、2目の文書費、法令管理の中でデータベース更新委託料、これ条例規則のほうのことで、もう今は紙ベースのやつがなくなったというふうにはたしか聞いておるんですが、なくなったことによる支障はなかったのかどうかということについてお伺いいたします。

次に、5目の町民バス運行費、公共施設巡回町民バス運行事業という中で、昨年事故がありまして、今いろいろと監査を受けて指導しているというお話があったんですが、住民の方によると、もちろん私の地元の方なんですけれども、3月3日8時半ごろ、田代のところから乗ったところ、気持ち悪くなるほどすごい運転だったと。後日、3月9日14時30分ごろ、笠松駅から田代に向けて乗ったところ、また同じようにとても怖くて乗っていられなかったというお話を伺いました。事故があつて、そういう指導をされているということでありながら、こういうお話が出てしまうということはどういうことなのか、お伺いいたします。

それと、6目の防災対策費、防災士育成事業補助金ということで防災士会をつくっておられるということなんですけれども、防災士会の中で、一人一人の防災士の方は、お互いのメンバーの中でいろんなことのコンセンサスがとれているのか。中でもって、いろいろ違和感や融和がとれない状況があるのかなのかということについてお伺いいたします。

それと、2項の企画費の中の岐阜県情報セキュリティクラウドというものを通じてネットにつながるというふうにお聞きしたんですけれども、そこは一応県がきちんと安全管理というか、セキュリティー上のチェックなり、ファイアウォールなんかを設けて、きちっとやるというお話だったんですが、そういうことになると、今あるネットにつながっているパソコンの数とか、台数とかというのはどのように変化していくのか。今は非常に台数が少なく、例えば外の情報をとるにしても、メールを送るにしても非常に不便な状況があります。例えば役場から書類というか、データを送ってもらうと、パスワードが勝手に生成されて、ついてきて、そのパスワードがないと、そこが開けないというような状況になっています。たまたまパスワードがついてこなかった場合に、開けなくて非常に困った状況になりました。そういう今始まったばかりなので、運用上いろいろ問題はあるかもしれませんが、そういうことについて、このクラウドにつながることによって解決していくのかいかないのかについてお伺いいたします。

その下のほうの住民協働活動促進事業の中に、たくさんの団体が補助金の申請をされているんですが、これは担当課を通さないと補助金の申請ができないという形に今なっているんですが、先ほど、今回一般質問でやりましたように、まちづくりという観点からすると、窓口を一本にしてやることはできないのかということについて、住民からしてみると、まちづくりに関

連するところはみんなあそこがいいよというふうなのが、より協力してもらいやすいのではないかと思います、その件についてお伺いをいたします。

とりあえず1回目、お願いします。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは私のほうから、まず最初にバスの関係でございますが、事故があつてから、当然運行事業者とも連携を密にしながら安全な運行管理には努めているところでございますが、今お聞かせいただいたようなお話を伺いまして、再度、事業者にもそういった状況を伝えながら安全な運行管理、乗車していただく方にとって、そういった不快な思いとか、不安を抱かせないような運行に努めていただくように再度またお話しさせていただきますと思います。

あれ以降、毎日、安全運転遵守事項という形で、今回例えば速度制限とか、歩行者に注意しようとか、その日ごとにそんな遵守項目を掲げまして運行には努めさせていただいておるところでございますが、やはりそういった声もいただいております部分も若干はございますので、また改めて事業者とはきっちり打ち合わせをしまして、安全な運行管理に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

その次の2点目の県のクラウドの関係でございますが、議員さんがお話くださいましたように、県と各市町村が今個別で実施しております情報セキュリティ対策について、インターネットの接続口を一つに集約した上でセキュリティ管理等を行っていくというような形のものでございます。実際にパソコンの台数等につきましては、この2月に、そのインターネット系だけ分離をさせていただいております。それで部長、課長、あと担当に1台ずつというような形で配分させていただいております。実際に、こちらのほうを運用されました段階では、基本的にはその台数設定の中で進めていく形でございますけれども、また状況を見て支障があるようでしたら、設置等についても検討を加えてまいりたい、このように考えているところでございます。

それで、メール等で御不便をおかけしたというようなお話でございました。そのあたりも、このインターネット系を分離したことによりまして、何とかうまく事務が円滑に進むようにということで、そういうファイルといいますか、使えるように相互のやりとりができるようなソフトを入れて対応いたしておるところでございますが、今、一つまたそういう課題といいますか、出てきている部分もありますので、庁内での事務の遂行に当たって、より円滑な事務処理ができるように、また課題の洗い出し等を行いながら、今後順次対応のほうをしてまいりたいと思っておりますので、御理解くださいますようよろしくお願ひいたします。

それで、最後に3点目、住民協働の補助金について、こちら個々の担当のところじゃなくて、窓口の一本化はというような御提案でございました。こちらにつきましては、一つの考え方と

しては、一本にまとまるということも利便性が高まるのではないかとということも思います。もう一つは、個々に担当課があるということは、日常的にそこと連絡をやりとりして下さっているという実情もございますので、そのあたりを含めて、相互の利便性が高いような手法がとれればと思っております。また、新たに事業等の実施をしていただく場合には、大もとの窓口であります企画課のほうに御相談をいただければ、状況等を踏まえて適切な対応をさせていただきたい、このように思っておりますので、何かまたそんな御相談がありましたら、企画課の窓口のほうへ御案内くださいますようよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それではお答えいたします。

まず、安全衛生管理事業の中での御質問で、職員の中で最も多い時間外勤務についてのお尋ねですけれども、年間165時間となります。ただ多くの職員、平均的には月10時間程度となっております。

あと、地域生活安全推進事業の青色回転灯自主防犯パトロールの2万1,000円の内容というお尋ねですが、青色回転灯及び自動車に張りつけるマグネットシールが2万円で計上しております。プラス陸運局の登録手数料を1,000円で、合計で2万1,000円の計上をさせていただいております。

そして、法令管理事業の中での、データベースによって紙ベースがなくなったことでの支障はないかということですが、前は例規集が各課に1冊配付されて、見ようとした場合は、課に備えつけの例規集を、職員としましてはそれぞれが共有して見なければなりません。今は1人1台パソコンでそれを見に行くことができますので、事務の合理化が図られているというふうに考えております。特に支障というのは、あとはそういうのになれることができない方については、それは支障と言われれば支障かもしれませんが、相対的に見てメリットのほうが大きいので、こういった導入に踏み切ったことで問題はなかったのではないかと考えております。

そして、防災士会の融和は図られておるのかというような御質問でしたが、確かに今年度、平成28年度も4回防災士会のほうを開いておりますが、お仕事の都合とか、いろんなことで欠席される場合がございますが、全体的には皆さん各地域での防災訓練に積極的に参加されたりとか、あるいは会として、自主的に今回が提案する非常持ち出し袋を、いろいろ検討を重ねられて防災講演会のときにお披露目してみえるという実績もございまして、問題なく運営に当たられているというふうに見ております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 御答弁ありがとうございました。

まず順番に行きますけれども、青色回転灯パトロールということで、防犯灯そのものとシー

ルと手数料というお話で2万1,000円ということだったんですけれども、先ほど古田議員が言われましたように、とりあえずは町職員で始めて、防犯協会みたいなものが立ち上がってくればという話だったんですけれども、そういうところに防災士連合会みたいなところから委嘱するという形になるのでしょうか。そうすると、それが職員ではなくて、一般の方々ということの考え方なのでしょうか。

そうすると、先ほど古田議員が言われましたように、非常にそういういろんなことに遭遇する可能性がある場合に、保険をかけるようなことは考えているのか考えておられないかということと、近隣の市町でもいろいろ始まっているよということで、実は松枝のほうですと、どちのかわからないですけれども、コンビニに青パトさんが入ってこられているんですよ、実際に駐車場へとまって、ぐるっとひと回りして出ていかれるんですが、あれほどこのやつなんですかね。笠松町はやっていないので、羽島市なのか、岐阜市なのか、ちょっとわかりませんが、例えば笠松町内まで来ていただいているとするならば、笠松町がやる青パトというのはどの範囲で行くのか、今後そういう方はもう要らないよと言っちゃうのか、その辺のところの考え方をどういうふうに思われているのか、域外からそうやって来ていただいているということを確認されているのかどうかということについてお伺いいたします。

それから、法令管理のほうなんですけれども、もちろん部長が言われたように、目的は果たされたと思うんですが、これ今1人1台パソコンから見に行くというのは、庁舎内のサーバーに条例集があるという考え方でいいわけですよ、当然のことながら。先ほど言われたように、インターネットを経由しては、外にあるサーバーにもしあるとすると、誰もが見に行くということはできないということなので、庁舎内にあるもののデータベースの変更手数料が345万6,000円ということで、前までですと、例えば業者の方が役所なりに来られて、紙ベースのやつを加除されていましてよね。それと同じことがデータ上でできるということであれば、これ多分紙ベースのときと余り値段が変わっていないと思うんですけれども、そういうことというのは安くないのでしょうか。たしか紙ベースのころも三百数十万円ぐらいの金額が上がっておったと思うんですけれども、逆に言うと、各課にあるやつを全部持ってきて、全部入れかえることを思えば、もとのサーバーを1本入れかえるだけです、かなり手間としては少ないと思いますし、例えば電子データで組み立てたものを、紙ベースに印刷したものを部数だけ持ってきて加除されていたという状況で考えれば、安くなるのではないかというふうに思うんですが、その辺のところは私の認識不足なのでしょうか。

それから公共施設巡回バスの件は、以前そういうことがあって、前もお伝えして、せめて運転手の名前ぐらいどこかにわかるようにしたらどうかというお話をしたんですけれども、そういうことについてはどうなっているのかということ、車内ではあるけれども、車外にはわからないのか、その辺はどうなっているかわからないんですけれども、その辺のことについてどう

考えておられるかということをお願いします。

防災士の件なんですけれども、融和はとれているかということなんですけれども、前、答弁にあったと思うんですけれども、防災士の方が町内会の防災訓練の仕方というか、やり方も一緒に考えてみたいな話があったと思うんですけれども、それが非常に負担に思われているという部分をちょっとお聞きしたんですね。その辺のところというのは、防災士の方に対するアドバイスというか、そういうことというのは防災士任せにしているのか、町内会や役所の中の人間と一緒に考えていくような体制になっているのか。防災士になったんやから考えてねというだけで終わりなのか、その辺の意識についてどう考えておられるか、お答えください。以上です。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の青パトの件に関しては、これはおっしゃったとおり、やはりそういう保険の体制や身を守る体制は当然でありますから、それをこれからいろんなことを積み上げて、そういう体制づくりをやるということでもあります。

そしてまた、笠松町内へ青パトが入ってきた実例は、それは僕も見たとありますが、それは別に頼んだわけでもないんですが、多分、羽島地域の防犯協会の皆さんがやっておる中で、いろんな情報の中で、そちらへもということがあって来ていることだと思います。当然、笠松は笠松だけということじゃありませんから、岐南町の車も入ってきたことがありましたから、そういうことはこれからやっぱりこの地域として、防犯上の必要であれば、警察情報もいろいろあった中でやることもありますから、それは構わないと思いますし、お互いにやっているとあります。ですから、今言った防犯体制に対しては、これからそういう体制づくりをしますので、ぜひまた御理解をいただいております。

○議長（岡田文雄君） 川島議員の答弁の途中ですが、1時半まで休憩をいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

4番 川島議員の答弁を求めます。

岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、川島議員の地域生活安全推進事業に関する御質問で、保険のほうのお話がまだ残っておったと思いますが、保険につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用対象となりますので、こちらのほうでと考えておりますが、ただ本当の警察のような形ではございませんので、あくまで抑止効果を狙うのがメインということで、最初から積極的に捕獲とか、そんなことには携わっていただかない思っております。

あと、一応この4月、5月は職員でということにつきまして、町長のほうから既に答弁されておるとは思いますけれども、4月、5月の間に、羽島地区の防犯連合会のほうから委嘱されております地域推進指導員という方が、町内会長さん方や、役員さん方でお見えになるんですけれども、一応、今現職の方々にはそのようなお話をさせていただきます、おおむね内諾といえますか、御理解をいただいておりますので、この4月でまたちょっと人がかわる場合がございますので、全てというわけにはいきませんが、もう一度お話を申し上げて、御理解いただいた上で講習を受けていただいて職員と一緒に回っていただくと。羽島署のほうの講師の御指導の中にも、やはりあくまで御自分の身の安全が第一ですからということと、必ず複数人、二、三人で同乗してパトロールに当たられたいというようなことはくれぐれも言ってみえましたので、そういったことには特に注意を払いたいというふうに考えております。

あと、法令管理の中で、サーバーのことにつきましての御質問でございますが、サーバーにつきましては、法令管理の中でもこの下部の抜き出しの部分ですけれども、例規システムの委託をしております第一法規のインターネットセンター、いわゆる外部サーバー、クラウドの扱いでの利用となるんですけれども、実際、平成29年2月27日からセキュリティー対策で、ちょっとネットワークの構成変更がされておりますので、この3月までは共用パソコンでしか閲覧等ができませんけれども、この4月からはLGWAN-ASPの利用によりまして、LGWAN接続系でアクセスをする運用を予定しておりますので、前と同様に利便性の向上が図られるというところです。

あと、なぜもっと安くならないかということなんですけれども、確かに平成27年度において紙ベースのほうを廃止しておりますので、80万円から100万円ぐらいの減額になるというところはあるんですけれども、とりあえず利便性の向上をもっと図るべきということで、同時に今まで搭載していなかった要綱とか、告示とかいったものも全て例規集といいますか、データベースとして取り込みましたので、その運用に係る経費はまた同様にふえまして、相殺された形になっておるといいますところなんです。

あと、防災士会の運営につきまして、いろいろちょっと御配慮というか、御心配をいただいておりますが、全くほかりっ放しではございません。事務局が、その防災担当できっちり立ち会いさせていただきます。ただし、余り口を出さないように、なるべく自主的な会の運営をとるという思いでございますので、なるべく促す、支援する立場でございますので、個々、余り口出しすることは少ないかもしれませんが、会長のそういう積極的な指導といいますか、牽引力で、平成28年度におきましては、先ほど紹介したような形で成果が見られたところです。29年度については、これからそういう企画段階からということで、会全体の方向性が示された中で、個々の防災士の方のいろいろなレベルといいますか、取り組み姿勢というのは個々あると思いますので、それをどこまでというのは非常に難しい部分があります。ただ、事務局とし

ましては、当然その求められる資料提供をしたり、アドバイスをしたりというのは積極的に促して、防災士会の自主的な運営に努めたいという考えではおりますので、もしそういったことを見聞きされるようであれば、お伝えいただいて、私どももそれにかなうような、要望に応えられるような形で支援していきたいと考えております。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、公共施設巡回町民バスの運転手の氏名表示についてお答えをさせていただきます。現在、バスの車内、乗降口正面に表示をさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。青パトの件はよくわかりました。ということは、基本的にこの内容を見てみますと、やっていただく方はボランティアという考え方なのかあとというふうに思いますけれども、ボランティアをしていただける方が気持ちよくしていただけるような御配慮のほうを、ボランティアのままでいいのかどうかということも含めて、よく考えていただきたいなあというふうには思います。これはよく考えてくださいという要望にとどめておきますけれども。

あと、残業が10時間ほどということで、壁紙というか、職員さんのパソコンを見ると、コストをよく考えてどうのこうのという、残業はしないようにというのはずっと流れてきているわけなんですけれども、確かに残業を抑制して、効率よく仕事をするというのは大事なことだと思うんですけれども、残業をするなということにおけるプレッシャーみたいなものはないのかどうかということと、残業というのは、基本的に残業代という形で支払われるのか、代休という形になっているのか、その辺はどういうふうに処理されているのかということについてお伺いいたします。

それと、法令のことはよくわかりました。要は、LGWAN経由でサーバーを見に行けるようになるという考え方なんですかね。ということは、今の第一法規のサーバーの中にあるという話で、それがLGWANにつながるということなんですか。ちょっとよくわからないんですけども、LGWANというのは政府がやっておるやつだと思ってしまうんですけども、そういう考え方でいいんでしょうか。ということは、全員一人一人が今見に行ける状態ではないということでもよろしいんでしょうか。さっきは1人1台パソコンから見に行くという答弁があったんですけども、そうではないということなんですか。

それから、公共施設巡回バスなんですけれども、上ったところに名前が書いてあるというのは、それはそれで一ついいかもしれないんですけども、そうすると、入ったときに見ないと、もうわからないわけですよ、誰ということが。そうすると、例えば乗って、すごい荒っぽい

運転をされたと。じゃあ、誰だろうと思ったときに、もうそのときには誰だというのはわからないわけですね。そうすると、乗客の住民の方が例えば役所にお電話をして、どうのこうのという話になったときに、誰それということが言えないと思うんですね。誰それということがわかってしまうということが抑止力になるのではないかなあと思うので、例えば室内であれば、背もたれの後ろの壁みたいなのがありますよね、背もたれの後ろのああいうところに掲げるとか、外の、バスの後ろから見えるように掲げるとか、例えば民間の配送業者だと、例えばドライバーは誰それですって今書いてありますよね、いろんな運送会社なんかだと。そういうきちんとした責任があるということが明確にわかるようなシステムというのとはとれないんでしょうか。それも個人情報だというと、それはそうなのって僕はちょっと思うんですけども、その辺のところの御見解をお願いします。

それと、協働型補助事業というのは、日ごろつき合っている課を通したほうがということは大変よくわかるんですが、例えば新しい方の場合はここですよというふうに、新しく事業を始める方は企画課に来てくださいよという周知なり、案内なりというのをぜひしていただきたいなあ。今までも何人かの方にそうやってお話をして、大変親切にやっていただいているのはよくわかっているんですが、そういう方だけではなかなかそこにたどり着けないという現状があります。新しい方の場合は、たまたま私に相談していただいた場合はそこへ案内してお願いしていますけれども、そうでない場合は、なかなか住民個々の場合、そこへたどり着くのが難しいかなあという思いがありますので、そういうことがわかるようにしていただきたいなあということをお願いして終わります。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうから2点お答えをさせていただきたいと思います。

バスの運転手の氏名掲示等につきましては、今現在、乗っていただいた正面に大き目でわかっているように表示をさせていただいております。バスの車内の形状等もございまして、そういったことも考慮しながら、よりいいお伝えの仕方というか、場所等あれば検討はさせていただきたいと思います。

それで、あとバスの車内の表示とか、いろんな部分、今御提案いただいたんですけども、基本的には抑止力以前に、ドライバーお一人お一人の安全な運行で、そういった御意見とかお声をいただかないような安全運転ということが第一だと考えますので、まずもってそちらの方向でそれは進めさせていただきたいと思っています。

あと、協働型のほうはまたいろいろ広報、ホームページ、一般的な媒体のほかに、先ほどもちょっとお願いしましたように、住民の方々から議員の皆様、御相談を受けられたときには、企画課のほうにまた御案内をいただければありがたいと思います。私どもも、またいろいろ手

法を使いながら、住民の皆さんにこの事業についてPRのほうを続けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それではお答えいたします。

まず時間外の関係ですけれども、基本的には勤務を要しない日に勤務をしたということで、4時間以上であれば代休対応ということで、半日もしくは8時間である1日という形で対応と。通常の夜間勤務といえますか、平日での超過勤務のような場合は時間外で対応していくというのが通例であります。

プレッシャーを感じないかということですが、それぞれ職員の感じ方によると思いますけれども、町として、あるいは町は事業所でもありますので、事業所として、あくまでもなるべく合理的に仕事を工夫してコスト削減といえますか、経費削減といえますか、そういった意味での促し、指導を行うと。ワーク・ライフ・バランスの部分もあり、議員御指摘のような御心配を今この社会情勢、非常にその辺のところは特に注目される場所ですので、その辺は管理・指導に当たる管理者が十分注意して、私どももそうですけれども、職員の安全衛生管理に努めるべく、注意していきたいと考えております。

そして、法令管理のサーバーの件ですけれども、LGWANは政府と自治体間ということで、専用線ではないですけれども、その専用のネットワークを構築しているということで、そこに第一法規さんが申請・登録して入ってくるということで、私どものLGWAN接続系でアクセスすることができるようになるということでもあります。

一時的にこの2月17日から3月までの間は、実際のところは共用パソコンを使いますので、1人1台パソコンにはなっておりません。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 予算主要事務事業説明書のほうの2款の総務費の1項 総務管理費の7目 国際交流事業費のことなんですけど、勉強会で英語検定料補助金というのがあって、2分の1助成で1級から4級とお聞きしたんですけど、これは国際交流促進助成事業と書いてあるので、去年からグアムのイナラハン校と笠松中学校のほうと姉妹提携をしたんですけど、今度中学生の子がそれに参加されたいというときに、こういった英検なら英検を受けている子のほうが例えば優先して行けるとか、そんなような関連性を持たせる予定はあるのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

この英語検定の助成金の事業につきましては、町内の中学生の英語能力の向上を図るために、一つの助けになればということで制度を設けて実施させていただいておるものでございますので、派遣の選考の条件云々ということとはまたちょっと違うものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） わかりました。

あと、ちょっと関連になるかと思うんですが、以前はイナラハンの子たちが笠松町のほうに来て、隔年でやっているじゃないですか。ことしは、そういうイナラハンのほうから学生の子たちが来るという事業はされないのですか。その辺だけちょっと確認で。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 以前は2回ほどあって、こちらの春まつり等にちょうど合わせて来ていただいて、体験していただいて、大変交流も向こうも喜んでおられたのですが、やはり我々が2年に1回出かけるような行動をつくっているのとは別に、やはり向こうも事情があって、なかなか財政的な事情も、あるいは学校の事情もあって、こちらへ来る体制がすぐにとれない部分があるようでありますから、こういう姉妹校を中学校同士が結んだことをきっかけに、そういうことも投げかけながらお話し合いしておりますので、ただ条件が合わないときには、なかなか来られないということでもありますから、そういうことを見据えながら、これからも交流の一つの方法として進めていきたいなとは思っております。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 歴史未来館のほうにも、イナラハンと笠松中学校の子たちのいろいろ展示されていますよね。やっぱり中学校の子が行った親さんとかはわかってみえても、実際笠松町民の人が、姉妹提携をしているということが関係なければ余りわからないと思うので、やっぱりそういったお祭りのときなんかにはグアムの子たちが来てくれると、大変町のほうも盛り上がるんじゃないかなと思うので、随時投げかけていただいて、その辺のほう、せっかく私たちもそうやって議員研修で行ったので、その辺のことを、町を盛り上げるようによろしく願います。

○議長（岡田文雄君） 要望でいいですか。

○5番（田島清美君） 要望です。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） それでは、説明書のほうでお願いをいたします。

まず2款 総務費の1項 総務管理費の1目 一般管理費の中で、ずっときょう、話題になっている青パトの関係ですが、この青パトに使う車は、町として1台用意されて使われるのか。それから、この事業をやることによって職員に結構負担がいくのではないかと思います。そのあたりでは、先ほどの説明ですと、この4月、5月のあたりでやりながら、できるなら町内会なりPTAなり、そういうところで防犯の班を立ち上げてお願いしていく方向にいくのかなと思います。その点で職員についてと、それからそうした研修も含めてやってからになるだろうと思いますが、と同時に、私はこのパトロールの中で、そうした防犯の関係で警察との連絡だとか、役場との連絡など必要なことのためのシステムもというか、機材も必要ではないかと思ったりするんですが、そのあたりはどのように考えられているのかお尋ねします。

次に、3目の財産管理費の中で、3年に1回、業務委託で行うということで1,966万3,000円の庁舎の施設管理事業が行われるようですが、ちょうど3年目で予算がつけられたのかなと思っています。どの程度の委託をされて管理させるのか。特に私、この冷暖房の関係ですが、一つはロビーの関係が、この議場と連携しているということで、ふだん勉強をしたいと思ったり、資料を調査したいと思って、ロビーの机のところを借りたいんですが、それが、冷暖房がきかないがゆえに議長室などにお邪魔して行っているんですが、私はやっぱりロビーのところでやるように保障できるような体制にしてほしいし、暑かったり寒かったりが本当に適当でないで、これについて一度考えていただきたいということを思いますが、その点お尋ねします。

それから3ページになりますが、2項 企画費の企画総務費の中のキャラクター活用事業ですが、とても人気もありますし、活用の幅も広く活躍していただいていると思いますけれども、やはり年数がたってきているし、船が非常に大変ではないかと思うので、どこかで一度キャラクターの中身、形も含めたり、新しい形に変えていくことが大事のような気がしますが、その検討はどうかでしょうか、お尋ねします。

それから、川島議員さんのほうからありました協働型町民活動促進事業の関係ですが、平成27年度現在で30団体の方が各分野でいらっしゃるということですが、私はやっぱりこれをまとめてやるような窓口が、そして相互に連携し合い、なお生かされていくことが必要だと思いますので、どこか窓口を一つにするべきではないかと思っておりますので、もう一度それについてお願いいたします。

それから3目の緑会館費ですが、54万5,000円のうち、光熱水費に34万6,000円とありますが、前年度がどうか見ておりませんが、この光熱水費について説明をお願いいたします。

それから、4目の地方創生推進事業費で、社会実験運営及び利用者データ分析委託料ですが、去年は16万6,000円が、ことしは1,274万4,000円ですが、この事業について説明をお願いいたします。

それから4ページに入りますが、4項の戸籍住民基本台帳費の中の1目 戸籍住民基本台帳費で、戸籍事務事業の中の一番下になりますが、戸籍システム機器使用料、前年度334万6,000円ですが、今回は3分の1ぐらいになっているんですが、これについてお尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

戸籍システム機器使用料のほうですが、これにつきましては、来年度は再リースをすることによりまして単価のほうが下がりましたので、それによる減になっております。以上です。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうから、まず最初のキャラクターの活用事業についてですが、御心配いただいてありがとうございます。修繕ということで、今年度、平成28年度に修繕に出しまして、とりあえず体のほうは修繕されて、きれいになって戻ってきておりますので、引き続き活用してまいりたいと思っております。

次、2つ目の協働型補助金の関係でございますが、先ほど川島議員からの御質問にもお答えしたんですけど、申請される側の利便性とか、どういう形がいいのかということもあろうかと思えますけれども、今は現状そういう原課担当というようなところで平素からの結びつきがあるものですから、そのほうがよいのではないかというような見解でおりますけれども、いろんな手法もあろうかと思えますので、利用される側にとって望ましいと思われるような形もまた研究といたしますか、進めてまいりたいと思っております。

次、3点目の緑会館の関係でございます。消耗品費ということで、内容はとお尋ねをいただきました。ほとんど予算額は前年度と変わっておりませんが、光熱水費については同額で34万6,000円というような予算計上をさせていただいております。主に清掃用具ですとかトイレトーパー、あとプロパンガスのガス代とか一般的な維持管理経費、必要な部分を予算措置させていただいているところでございます。

それから最後、地方創生事業についてでございますが、今年度、社会実験の運用及び利用者データ分析の委託料ということで、昨年度、補正等により対応させていただきまして、3カ月分のコミュニティサイクルの実証実験の費用を予算措置させていただきました。平成29年度におきましては、27年度の1カ月のレンタサイクルの実績、昨年の3カ月のコミュニティサイクルの実績等を踏まえまして、今度、6カ月間にわたりまして、今後のあり方等を見きわめるための予算措置をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） まず初めに、地域生活安全推進事業の青パト事業に関する御質問で、車につきましては公用車1台を登録する予定でおります。

職員につきましては、議員に御心配いただいて大変ありがたい話ですが、余り負担のかからないように、今、少年センター事業がやっていますように、多分放課後といいますか夕方近くに1時間程度、あくまで抑止効果を狙って巡回パトロールをするということで、通報のときは、多分御心配いただいて、警察とのトランシーバーによる交信とかというようなことをちょっと考えてみえるかと思えますけれども、今のところ、そこまでのことはちょっと考えておりませんが、状況によっては今後必要になるかもしれませんけれども、もしそういうことになれば、今はまだ携帯電話での交信とかいう形になるのかなあと。まだそういうケースが想定できておりませんので、これからパトロールし出して、課題があれば整理をしていきたいと考えております。

続きまして、公有財産管理事業の中の特定建築物定期調査に関する御質問ですが、これは建築基準法に基づきまして、建築物、建築設備、それから給排水設備等、劣化、損傷、防火、避難及び構造安全に関する事項について定期点検を行うこととなっておりますので、3年に1回ということで、役場の場合は1,000平米以上で5階以上の建物という形に該当するというので、3年に1度、こういうような形で定期点検をすることとなっております。一応、この説明書の中では修理代が出てきておりませんが、委託料としましては92万2,000円を組んでおります。

議員ロビーに専用のエアコンをというお話ですが、確かに御意見としてはもっともなお話ではございますが、もう既に大規模改修をした後でございますので、今、議員は正・副議長室でやってみえるかと思えますが、別のそういう冷暖房のきくところを御利用いただくことで、ちょっと当面、いろいろ御利用いただけないかなというような思いではおるんですが、それに関してはまたいろいろと費用もかかりますので、今後また御相談という話になるかと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 庁舎施設管理事業の中の92万2,000円ではとてもじゃないですが、でも本当に今もこうしてドカンという音だとか、ああいうのを見ていまして、もっと各部屋、効率的にできるような方法ってなかったんだらうかと思ったりしますが、また何かの機会の検討課題にしておいてください。お願いいたします。

それから、キャラクターの件なんですけど、修繕され、これからまた何年か使われてくると思いますけれども、検討するという事は考えられておりませんか。かさまるちゃん、かさまるくんですとずっといくつもりですか、その点お聞きしておきたいと思えます。

それから、さっき田島議員から言われました国際交流事業費のことは、今年度は英検の関係だけで、私は1年交代であるものと思っていたグアムとの関係は、今年度の予定の、今現在の

予算の中には入っていないというふうに考えていいですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） かさまるのキャラクターは、120年を契機に皆さんに公募して決めたキャラクターですよ。しかも、ああいう2体をつくろうということになった大もとは、せっかく笠松町は120年でそういうキャラクターができたので、ぜひそういうものをつくってほしいと寄附いただいたお金があつて、それを有効に活用しましょうということで、あれが出現したんですね。そのときにも、御承知のように行財政改革で大変厳しいときでしたから、私ども独自に公費を使ってやるということとはなかなか考えられなかったもので、いい機会をいただいて、御寄附いただいた100万円のお金でできたこともあつてスタートしたんです。

今度、今言ったように、新たに洗濯をし直して、修理をして、これからまた体制をとろうということで、その形を変えてということまではまだ全く考えておりませんので、それはそれで、また時期がいろいろになったら、皆さんが一番いい方法があればいいと思いますが、今のキャラクターがやっぱり全国のあれでも参加して、大変知名度もちょっとできてきましたので、もっと全国的に知名度が上がるようにあれを変えなくてもいいんじゃないかなとは思っておりますが、それは状況の判断ですが、そういう流れがあつて来たものですから御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 国際交流事業についてお答えをさせていただきます。今年度、予算的に金額のほうは措置させていただいておりませんが、協定を結んだ後でもありますので、当然中学校間で連絡・連携をとり合つて、深めていくような行事を進めていくというような考えでおります。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 予算に関する説明書の23ページ、総務費の一般管理費の中の4節 共済費なんですが、ここの中の社会保険料というのが1,200万円ほどあるんですけども、これはどういった方に支払われるものなんですか、どういった方の分なのか、ちょっと説明をお願いしたい。それから12節の役務費、この後の款の中でもこういうのがたくさん役務費で出てくるんですけども、広告料、そして手数料、それから保険料、自動車の保険料はわかるんですけども、保険料は何の保険なのか、それをちょっと説明をお願いしたいのと、それから24ページ、3目の財産管理費の中の役務費に火災保険料247万4,000円がありますけれども、これはこの施設のことなのか、それをちょっと説明をお願いしたいんです。

以上、お願いします。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） お答えいたします。

予算に関する説明書のまず23ページの社会保険料1,221万8,000円につきましては、臨時職員、嘱託職員に係る社会保険料をここで一括して計上しております。賃金につきましては、それぞれの費目で組むというやり方を以前からしております。

あと、役務費の広告料につきましては、役場、笠松町として代表して新聞広告に掲載を依頼するような場合の経費をここで組んでおります。協賛したりとかいうような経費もここで組んでおります。

あと、手数料につきましては、職員の健診に係る、委託料で組む部分もあるんですけども、役務費、手数料で支払う部分もありますので、ここに健診の手数料と、あと公用車の管理に係る車検の印紙代等の手数料もこちらのほうに含まれております。

保険料につきましては、済みません、ちょっと確認します。

あともう一つ、24ページの財産管理費の中の火災保険料はどこの施設かというのは、ここは一括して全ての施設の保険料をこちらのほうで支払いをしております。

○議長（岡田文雄君） 答弁の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時31分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

6番 伏屋議員の質問に対する答弁に対しまして、少し内容が間違っていましたので、副町長のほうから説明をお願いします。

○副町長（川部時文君） 先ほど、伏屋議員のほうから保険料についての中身の御質問をいただきましたが、よくよく精査しましたところ、こちらの記載の方法が間違っておりまして、本来、保険料の内訳として自動車損害保険料と非常勤職員公務災害保険料が内訳としてあるわけですが、これをダブル計上してしまっておりますので、本来はこの自動車損害保険料、保険料は書くべきではなかったということがございますので、議案のほうが間違っておりますので、ちょっと訂正させていただきたいと思っておりますので、休憩中に書類のほうを訂正させていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） じゃあ、それは訂正をしていただくということでお願いします。

それでは最初の社会保険料なんですけれども、嘱託職員と臨時職員の保険料だということを言われたんですね。嘱託職員と臨時職員に対して、そこまで保障しなきゃいけないものなのか。

今、企業はいろんな例えばパート社員だとか、いろんな形で社員を雇うんですけども、非正規雇用ですね。その場合には、利益の上がっておる会社は社会保険に入っておるかもしれませんが、そうでないところは個人で保険は入っておられる、国民健康保険、年齢の若い方は国民年金に入っておられるとってやめられる場合も多いんです。というのは、社会保険に入りますと、会社のほうで2分の1負担しなきゃいかんもんですから、企業としてはそれだけの負担ができないということでやっているわけなんですけど、そこでそれだけの保障を確保しなきゃいけないことなのか、それは今までそういう流れで来たので、ずっとそういう格好で多分来ているんじゃないかなあと思うんですけど、それに対して何の異論もなく、また見直しも検討もされていないということでしょうか。その辺について、町長さんの考え方をお聞きしたいと思います。

それから、そうしますと、その社会保険料の1,200万円なんですけれども、今、臨時職員と嘱託職員、何人ぐらいの保険料なのか、それをちょっとお示してください。

それから広告料なんですけど、これも総務費だけじゃなくて、企画費だとか、いろんなところに広告料と出てくるんですね。例えばイベントをやるときに、新聞社から、こういう例えば1年刷りでやるので、笠松町という名前の広告を出してほしいとって依頼がある場合もありますし、紙面が埋まらないときは、新聞社のほうから、こういうふうにやってくれとまた協力依頼といいますか、そういうこともあるんじゃないかなあということを思いますけれども、新聞社の言いなりといいますか、全部が全部聞いていたら幾ら金があっても足りませんので、本当に必要なもので、出すべきものは出さないかんですけど、これ全部を見ますと、いろんな課に広告料があるんですよ。それだけ本当に必要なのかということなんですけど、それも財政厳しい折の中で、こういったことをまず削っていくことも必要ではなかったかなあ。議員研修や議長交際費も1割カットされておるようなんですけれども、そうすると、こういったものも見直すべきではなかったかなあということを思いますけど、その辺についても御答弁をお願いします。

それから24ページの火災保険料、これは町の管理する施設全ての保険料だということでおっしゃったんですが、28ページの企画費の中に、役務費に火災保険料7,000円とあるんですけども、これは何なのか。全ての施設だということをおっしゃったんですけども、この7,000円、また別にあるんですけども、これはどういうものに充当するのかということと、人件費だとか、車だとか、公用車は各課ごとに分散しているんですね。火災保険料だけなぜ一括してやっているのか。分散するのもあるし、まとめるものもあるというのだと何かややこしい。本来であれば、こういった火災保険料だとか、例えば公用車なんかでも、役場の一般管理費で全部一括して管理しておけば、それでいいんじゃないかなあというふうに私は思うんですけども、各課にあるから金が要るとか要らんとか、余ったとか余らないとかいうことで、人

件費もそうなんですけれども、12月の補正予算で、課ごとで運用したりなんかしなきゃいかんわけなんです、一括で管理しておけば別に流用する必要もないし、予算をつけて、決算するだけで済むわけなんですけれども、そういった手法というのは考えられないのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） まず、後から言われた広告費のことですが、これは当然議員が言われるように、決して私ども何でも言われたことを広告費で上げてやっているわけではありません。ほかの経費の節減と同じように精査をして、きちっとほかの町村と同じような足並みをそろえてやる部分、あるいは町としてPRしてやる部分、いろいろ精査して対応していますから、そういう点は、また御指摘いただいたようにきちっとこれからも精査をしながらやっていきたいと思っております。

また、今の社会保険料のことは、これはいわゆる雇用、30時間以上の場合は雇用主である私どもで社会保険の対象と、これは法律で決まっている部分がありますから、それに準じて当然やっていかなきゃならないことだと思っております。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

28ページの企画総務費の中の12節 役務費の火災保険料7,000円につきましては、ふらっと笠松に係る火災保険料でございます、こちらのほうで予算措置をさせていただいているものでございます。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 社会保険料につきましては、40人分を計上してございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） その社会保険料の40人分というのは、先ほどの説明で嘱託職員と臨時職員の分だと言われたんですけれども、私が前調べたときに、嘱託職員は8人ぐらいで、臨時職員は130人ぐらいおると聞いたんですけれども、その中の、今先ほど町長が言われたとおり、30時間以内の人もいらっしゃるわけですね。30時間以上の人が対象だということで、この40人の内訳、臨時職員と嘱託職員の数だけ、ちょっと教えてください。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 嘱託職員が8名と、残りの32人が臨時職員ということで、社会保険料が30時間以上で、雇用保険料が20時間以上の勤務の方に適用されるということで、それぞれの方が該当するということです。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないので、36ページ、第3款 民生費に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 予算主要事務事業説明書のほうでお伺いをいたします。

まず民生費の1項 社会福祉費の2目 厚生会館費で、施設管理事業で鍵を預ける方が2人だったのが1人になったということですが、今どれくらいの使用件数、今年度の利用状況またはこのところの利用状況でもいいですが、教えてください。

それから、3目の老人福祉費の中で、敬老会の対象者の88歳と参加人数45人を予定されているようですが、斗倫広さんがなくなったので、検討されるということですが、どのような体制で検討されていくのかお尋ねします。なくすことはないと思いますが、その点での御意見も聞かせていただきたいと思います。

それから、同じく3目 老人福祉費の中でシルバー人材センター補助金が、前年323万円が284万円ですが、ことしの中で言えば、介護保険とのかかわりの中でシルバー人材センターを活用されて事業が進められる方向にありますが、その点との関係でどのように経費を考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

そして、その下にあります高齢者いきいき住宅改善助成金、1件50万円までというふうにお聞きしますが、これが介護認定を受けた人しか使えないということをお聞きしておりますが、そうじゃない元気な方たちでも、予防のための住宅改善など必要なこともあったり、欲しいときもあると思いますが、そのときに単独で高齢者として50万円までが使えないのかどうか、お尋ねします。

それから6ページになりますが、4目 障害福祉費の中で、障がい者地域生活支援事業で、相談支援事業6事業所、地域活動支援センター事業所4事業所とありますが、具体的にどこなのかお尋ねします。

それから、その下の障がい者意思疎通支援事業で、これまでも手話通訳や職員の中でも研修を受けられて対応できるようになっているかと思いますが、今の現状の窓口の中ではどのような状況でしょうか。ここではどのように計画をされているのか、下の手話奉仕員養成研修も含めて、計画を教えてください。

それから、8ページになりますが、3目の子育て支援推進費の中の子育て支援講座開講事業の中に、かさまつちびっこまつり開催、12月17日を予定しているというようなお話を聞きましたが、このかさまつちびっこまつりについてはどのような内容なのか、そしてどのような形で取り組まれるのか、お尋ねします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私からは、まず敬老会のことについてお答えしたいと思いますが、御心配いただいたように、なくすようなことはないですが、現状がそういう現状でありますから、町外にするのか、あるいは町内でしかるべき場所でいい方法でできるのかを含めて、これは敬老会までに判断するのと、またやっぱり皆さんのいろいろな御意見も聞いて、この予算の範囲内で対応できることを前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） まず厚生会館の利用状況ですが、平成28年12月末で利用日数のほうが106日、延べ利用団体が131団体、利用者数が1,703人となっております。

次に、シルバー人材センターの補助金のほうなんですけれども、今、議員さんがおっしゃられましたように、来年度から介護保険のほうで総合事業が始まりますので、そちらの担い手としてシルバーさんのほうも活用していきたいと思っております。その予算が一応反映されておりました、シルバーさんのほうで、予定としては90万円ぐらいを介護保険の総合事業で収入があるだろうというふうに見込んでおります。それもありますし、実際はちょっと車のほうの関係で歳出も少なくなっておる関係で、今回少なくなっております。

それから、高齢者いきいき住宅助成事業につきましては、今、介護保険の要介護1以上の方がこちらを利用できるんですけれども、元気な方にもという、元気というか、ちょっと不便を感じていらっしゃる方にもということかとは思いますが、一応体の状態がよろしくないの、それを補うための住宅改修というふうになりますと、なかなか予防的というものにまで助成するかどうかというところは、やっぱり考えるところはあるかと思っております。ですので、今のところは要介護1から、介護保険の制度とあわせて使っていけるように考えております。

それから、障がい者地域生活支援事業の相談支援事業者6事業者と、それから地域活動支援センター事業の4事業者ですが、こちらのほうは、まず相談支援事業が、身体と知的と精神とありまして、身体のほうが岐阜羽島ボランティア協会、知的のほう障害者総合生活支援センタークロス、生活サポートはしま・相談支援センター、精神のほう地域活動支援センターふなぶせ、指定相談支援事業所うかい、地域活動支援センターザールせいすいというふうに6事業所となっております。

地域活動支援センターの事業としましては、ボランティア協会さんと、精神のほうのせいすいと、うかいと、ふなぶせの4事業者となっております。

それから、ちびっこまつりの件ですが、ちびっこまつりは平成27年度に篤志者の方から御寄附をいただきまして、その寄附金を使いまして今年度、28年度に1回目のちびっこまつりを開催しました。内容としましては、今毎月やっています子育てサロンでやっているようないろん

な内容を1回に集めて、親子さんに楽しんでいただくというもので、ベビーマッサージがあったりだとか、あとは折り紙をつくったりだとか、いろんな本当にそういう日ごろ子育てサロンでやっているような内容をやっていきたいと思っております。

障害者のほうの意思疎通支援事業につきましては、聴覚障害者の方が例えば学校だとか、いろんなところへ出かけるときに、手話通訳者の方に一緒に同行していただきたいような場合に、手話通訳者の方を依頼する費用について、ここでは予算を見ております。実際、窓口に聴覚障害者の方がいらっしゃったときには、職員が筆記で対応したりとか、ゆっくりお話をしながらというようなことで対応させていただいております。

手話奉仕員の養成研修につきましては、こちらは岐南町と一緒にその研修を開催しておりますが、平成25年度は笠松町単独で開催しました。27年度と28年度、今年度2年間かけて岐南町と一緒に手話奉仕員の養成講座のほうは開催いたしております。来年度も同じように岐南町と一緒に開催をしますが、来年度は笠松町が開催地になりまして、笠松町で開催をします。開催回数は24回を予定しております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。一つは厚生会館の関係なんですが、一度、私もぶつかったことがあります。ここを借りようと思って、鍵を預かっていらっしゃる人がお留守だったりしまして、鍵をあけるのに苦労をしたのがあります。そういう点で2人体制で、2軒をお願いしてみえたのではないかと思いますし、この下川さんも大分高齢になられていて、ちょっと大変かなあと思うところもあるんですが、そういう点では、もしここで借りられない場合、宿直か、日直かのところへ借りにいくような体制をとっていただかないと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

それから、町長さん言われるように、なくさないように楽しみにしていらっしゃるので、何とか続けていけるといいなあと思いますが、1人当たり7,800円ぐらいの経費を使っているとお聞きしていますが、私はそんなにお年寄りのことですので、皆さんと一緒に会食できること自体が大事なことだろうと思っておりますので、もちろん重とか、そういうようなものをもって、場所は笠松の中でやればいかなあと思いますが、ぜひ検討をしていただいて、いい会にして継続できるようにしてほしいと思います。今度の会で次が決まってくると思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、町長さんにお聞きしたいんですけど、せっかくここに高齢者いきいき住宅改善助成金ということで出てきますが、介護保険で認定を受けた要介護1から上の方がこの50万円は使えるということですが、私はやっぱりもっと65歳以上の高齢者に道を開いてほしいと思いますが、この件につきましてはどうでしょうか。介護認定を受けた方も使っているんですけど

も、その人たちは介護保険の20万円と合わせて70万円まで使えるわけですよね。でも、一般の高齢者に見てみたら、保険料は納めているけれども、使わず何も恵まれないということでは、これぐらいはぜひ生かすようにしていただけたらと思いますが、どこかにこの縛りがあるのかどうなのか、お尋ねします。

それからもう一つは、先ほどの耳の聞こえない方や目の悪い方に対して、手助けをしていくための体制を町全体として作り出していかなければならないということを常に言っているわけですが、この研修を、平成29年度からは笠松町が会場になってやるということですが、この研修に参加される対象はどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 敬老会については、今の御意見もありましたが、私どもも真剣に考えてみたいと思っておりますし、また、いきいき住宅の助成金、これは歴史をいろいろ見てみますと、初め県がいろいろやってきたのと一緒になってやっていたのが、町の単独事業のような形になってしまいました。

ただ、今言われるように、60歳以上の高齢者の方でお住まいになっていて希望がある方となると、いろいろ今のような、例えば要介護1から5段階の方という一つの枠を外すと、じゃあ実際なくどなたにもなるのか、あるいはこういう方はよくて、こういう方は悪いという公平性や公正な補助の対応というのはなかなか難しいのと、いわゆる50万円の助成金というのは、財政的にも私どもも公平的に考えなきゃならない部分と、いろんな部分でやはり今の段階はこういうふうになっておりますので、このことはまた御理解いただきたいと思っております。あるにこしたことはないんですが、なかなかそこまで私どもの行政の財政の中でもつかない部分がある。もっとやっぱりいろいろ本当に必要な人で、本当に調査もしながらやらなきゃならない部分があると思っております。おっしゃることはよくわかりますが、なかなかそこまで今は対応できないというのが現実ではないかなあと考えています。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

厚生会館の鍵ですけれども、確かに以前お二人だったんですが、体調が悪くということでお一人になりました。その方に今お願いをしておりますが、日直とか、宿直のほうでも鍵のほうは管理しておりますので、万が一、ひょっとしてそのお一人の方が何かでお貸しすることができないことがもしあったときには役場のほうにということになってしまいますが、そういうことがないようにしていきたいと思っております。

それから、手話奉仕員の研修のほうですけれども、こちらは夜間に開催をいたしますので、夜間でもこういうことに参加していただいて御協力いただける方ということで、また広報とか、いろんな機会に周知させていただいて参加者を募っていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私は、特にその高齢者いきいき住宅改善助成事業ですが、これはなかなか介護保険の今16%ぐらいですよ、利用されている方って。だんだんふえてくるだろうと思いますけれども、とするなら、介護保険と必ずではなくていいから、せめて所得制限で、低い方のために使ってもらえるような形をとれないだろうかと検討だけはお願いしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） それでは、民生費の途中ですが、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

延会 午後3時08分